

『わたしたちの生活と税』 指導参考資料

中学生用租税教育教材

令和元年度版 わたしたちの生活と税

和歌山県版

兵庫県 姫路城



大阪府 大阪城



和歌山県 ビッグホール



京都府 天橋立



租税教育キャラクター
ゼイタクくん ゼイナちゃん

滋賀県 琵琶湖



奈良県 浮見堂と鹿



和歌山県租税教育推進連絡協議会

目次

ページ

1. わたしたちと税のかかわりについて 1
2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？ 2
3. 国の財政を見よう 5
4. 和歌山県の財政はどうなっているのだろう？ 7
5. 税の国際比較 9
6. これからの社会と税を考えてみよう 10

はじめに

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、健全な納税者意識を醸成することであり、当租税教育推進連絡協議会では、教育及び税務関係者が協力して租税教育を推進し、その効果を高めることを目的に活動を行っております。

平成23年11月に、租税教育に関係する3省庁（文部科学省、総務省、国税庁）による「租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）」が発足し、「各学校段階における租税教育の充実」に向けて関係省庁が定期的、継続的に協議することとし、中央省庁レベルにおいても連携して租税教育の充実を目指す環境が整備され、平成25年5月には租税に関する指導内容を明記した学習指導要領の着実な実施が合意されております。

また、平成29年3月に改訂された文部科学省「中学校学習指導要領」では、公民的分野の「2 内容」「(B) 私たちと経済」「(2) 国民の生活と政府の役割」において、「ア(イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。」、「イ(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。」とあり、さらに「3 内容の取扱い」において、「イ(イ) 「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し、表現させること。」と記載されたところであります。

この冊子は、このような趣旨を踏まえ、副教材（生徒用）「わたしたちの生活と税」を授業でご活用いただくための補助教材として、先生方用に作成したものです。

各ページに対応した参考資料を掲載しておりますので、是非、ご活用ください。

【目次】

・はじめに	1
・授業パターン例	2
・1. わたしたちと税のかかりについて	3
・2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？	4
・3. 国の財政を見てみよう	7
・4. 和歌山県の財政はどうなっているのだろう？	9
・5. 税の国際比較	11
・6. これからの社会と税を考えてみよう	12
・税の学習プリント	13
・税金クイズ	14

授業パターン例

対 象	中学 3 年生
テ ー マ	「税・財政について正しい知識を持つ」
使用教材	副教材「わたしたちの生活と税」
時 間	50分



所要時間	項 目	備 考
10分	<p><投げ掛け> わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう ※公共サービス，公共施設に何があるの？</p> <p>なぜ，無料で公共サービスを受けたり，公共施設が利用できるのだろうか。</p>	<p>税金について知っていることを問いかける。</p> <p>副教材 P 1</p> <p>簡単なクイズを交えながら，税に関する興味を持たせる。</p>
10分	<p>なぜ，税を納めなければならないのだろう？ 国民主権のもと，国民の代表が税の使い道を決めることを理解させる。 →「税の本質」の理解へ</p>	副教材 P 2～4
25分	<p>国・地方の財政を見てみよう 国の財政，地方の財政を学び，税金がどのように使われているかを理解させる。</p> <p>税の国際比較とこれからの社会と税を考えてみよう 我が国の財政の現状と課題について，社会経済情勢，国際比較などを参考に理解させる。</p>	副教材 P 5～10
5分	<p>まとめ・感想等 持続可能な社会のために，負担と受益のバランスと改善策について考えさせる。</p>	

1. わたしたちと税のかかわりについて（生徒用P.1）

【学習のねらい】

「税」についての学習を始めるに当たって、まず「税」に興味を持たせる。身近な「公共サービス」や「公共施設」などにどれくらいの費用がかかっているのかを具体的に示し、これらが「税」で賄われていることを理解させる。

（学習活動）

「税」が私たちの生活にどのようにかかわっているのかを理解させ、身近なところに多く使われている事例を通して「税」とは何かを考えさせる。

■公的サービスと政府の役割

日々の生活に必要な様々な財やサービスが消費されています。この中には市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものがあり、それらは政府が「公的サービス」として提供しています。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の人の便益を妨げないという性格から、市場からは全く提供されない可能性があります。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがあります。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するための公的サービスは、なくてはならないものです。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来その基本的な役割とされてきました。また、水道や道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を発展させ経済的に豊かな社会を築いたりしていくために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものです。さらに、教育によって子どもたちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、社会保障によって、貧しい人を社会全体で支えたり、病氣、障がい、老齢などに伴う生活上の不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となります。

以上のように、公的サービスは、家計や企業の働きを補完し、広く社会の構成員全体の利益に適う役割を果たしており、私たち国民は、日々、様々な公的サービスの便益を享受しています。公的サービスは、社会を形成し、その社会を安全で安心できるものとし、経済活動などを通じて豊かなものとしていく上で欠かすことのできないものです。

■租税の基本的な機能

政府が提供する公的サービスは、国や社会を成り立たせるために欠かすことのできないものですが、その提供には費用がかかりそれを賄う財源が必要となります。様々な公的サービスの中には個人が受ける便益が明確なものがあり、そのような場合には手数料や保険料といった形で費用を賄うことになります。しかし、公的サービスは、基本的には社会の構成員が広く便益を受けるものですから、個人にとっての受益と負担とを直接結び付けることができない性格のものであります。このため、公的サービスの費用は、価格を付けその対価を調達できないことから、直接の反対給付を伴わない租税という形で賄うことになります。

このように、租税の基本的な機能は公的サービスの財源を調達することにあります。租税は、社会を成り立たせるためになくてはならないものですから、民主主義社会では、社会の構成員である国民が自ら負担しなければなりません。また、公的サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は皆で広く公平に分ち合うことが必要です。このようなことから、租税は「社会共通の費用を賄うための会費」ということができます。

考えてみよう

もし「公的サービス」がなかったら、どうなるのだろう？

・公的サービスが「ある」か「ない」かで、日々の生活がどう違うかなど、身近な部分から考えてみる。

【参考】租税教育用教材「ご案内しますアナザーワールドへ」（DVDアニメ）

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう (生徒用P.2~4)

【学習のねらい】

「【コラム】福澤諭吉と税」も参考に、国民の生活と福祉の向上を図るため、国の支出の在り方を自らの代表者が決めることと、国を支える税金を国民が負担することは、民主主義の基本であるという「税の本質」を理解させる。また、納税は憲法で定められた国民の義務であることを理解させる。

(学習活動)

「納税者」は本来「税を払い、その使い道を監視する人」である。

「なぜ、納税の義務が憲法で定められているのか？」を問いかけ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義と役割について考えさせる。

また、税の種類や仕組み、その特徴について理解させる。

■租税と民主主義

- ① 歴史的に民主主義が確立していく過程で、国民一人一人が社会や国の運営に参加する権利と義務を有するようになってきたことに伴い、社会共通の費用を賄う租税は国民一人一人が広く公平に分担する必要があるという考え方が浸透してきました。

租税については、公的サービスの財源としてどの程度のものが必要か、それを具体的に誰が、どのように分担するか、というルール（税制）が必要です。民主主義の下では、このルールは最終的には国民の意思によって決定されます。租税を納めることは自らの受益と直接関係なく金銭等を拠出するものですから、あらかじめ定められた手続に基づいて国民の合意の下にルールが決められなければなりません。一方、国民皆がルールに基づいた納税を行わなければ、必要な税収は集まらず、また、不公平が生じますので、ルールに強制力を付すことによって実効性を持たせる必要があります。（これが国家の課税権と言われるものです。）

このようなことから、日本国憲法では、納税を国民の義務とし、また、租税法律主義を明記しています。

- ② 議会制民主主義の下では、税制は主権者である国民の意思を反映して議会で決められます。具体的には、国権の最高機関であり国民の代表で組織される国会で法律として議決されなければなりません。実際に国会の場で審議するのは国民の代表者ですが、私たち国民は代表者を選出することを通じてその議論に参加するほか、様々な場で議論に参加していくことが必要です。

租税は、公的サービスと表裏一体であり、国民が自ら拠出するものです。また、税制は経済社会と相互に深く関係しています。このようなことから、私たち一人一人が、国民として、納税者として、かつ有権者として、税制について考え、議論に参加することが求められることとなります。

出所：政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-」（平成12年7月14日）

(参考)

① 日本国憲法の規定

- ・第30条 【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- ・第84条 【課税】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

② 大島訴訟

「サラリーマン税金訴訟」判決として有名な最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁）では、「租税は、国家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である」と判示されている。

※大島訴訟判決も「およそ民主主義国家にあつては、国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、国民がその総意を反映する租税立法に基づいて納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている（84条）」と述べている。

【コラム】 福澤諭吉と税

1872年に福澤諭吉が発表した『学問のすすめ』の中に、税金とは国民と国との約束であると述べられています。

『学問のすすめ』より

「政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。これ即ち政府の商売なり。この商売をなすには莫大な費なれども、政府に米もなく金もなきゆえ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄わんと、双方一致の上、相談を取極めたり。これ即ち政府と人民の約束なり。」



資料提供：福澤諭吉旧邸・福澤諭吉記念館

■訳

「政府は法令を設けて悪人を取り締まり、善人を保護する（人々の生活や安全を守る）。しかし、それを行うには多くの費用が必要になるが、政府自体にはそのお金がないので、税金としてみんなに負担してもらう。これは政府と国民双方が一致した約束である。」

(参考)

① 福澤 諭吉 (1835~1901年)

明治時代の啓蒙思想家・教育家。慶応義塾大学創設者。

② 「学問のすすめ」

1872年から1876年までに発表した17編の小冊子。当時の大ベストセラーとなり、1880年までに70万部に及んだと伝えられる。

福澤が始めて新しい時代の方向を示す思想を展開し、人間平等、実学の重要性、国家の独立、新しい社会の建設を説いている。

■税負担の公平について

- ① 水平的公平 … 経済力が同等の人に等しい負担を求める。
- ② 垂直的公平 … 経済力のある人により大きな負担を求める。（例：所得税の累進課税制度）
- ③ 世代間の公平 … 高齢者の世代と若年者の世代など、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかどうかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかどうかという観点から考える。

■消費税の歴史

- 1989年 消費税導入（3%）
- 1997年 税率引上げ（5%）
- 2004年 「総額表示」義務付け
- 2014年 税率引上げ（8%）
- 2019年 税率引上げ予定（10%）
軽減税率制度導入予定

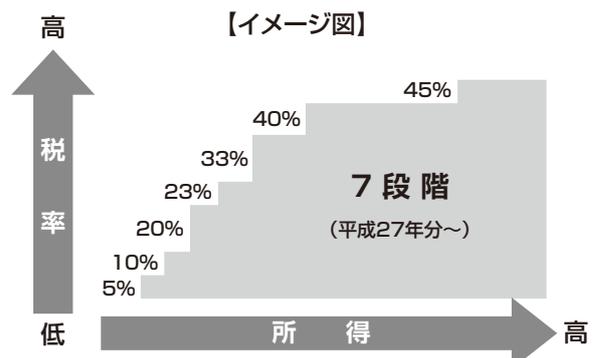
【消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ】



■所得税のしくみ(累進課税制度)

所得が多くなるにしたがって税率が段階的に高くなる「超過累進税率」を適用して、納税者がその支払能力に応じて税を負担するしくみとなっています。

所得税の最高税率はかつて70%の時もありましたが、平成27年分以後現在の最高税率は45%で7段階となっています。



「税の本質」とは…

- ・ 税は公的サービスの対価
- ・ 国民（自ら）の代表が、国のあり方（税負担の方法と予算）を決めることと、国民（自ら）が国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体
- ・ 税を納めるだけでなく、使いみちを監視する（関心を持つ）ことも納税者として重要
- ・ 一言で「公平」と言っても、人それぞれの置かれている立場や環境によっても捉え方は変わってくる中で、日本の税の制度は、様々な種類の税金を組み合わせ、なるべく不公平感が少なくなるような制度になっている。

■税の分類方法と種類

【税の分類方法】

税金には、様々な種類があり、次の3通りの分類方法があります。

① 「どこに納めるか」による分類

国に納める税金（国税）と地方公共団体に納める税金（地方税）があります。

地方税は、さらに都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

② 「納め方」による分類

税を納める義務のある人と実質的に負担する人が同じものを「直接税」、消費税などのように税を納める義務のある人と実質的に負担する人が異なるものを「間接税」といいます。

③ 「何に対して課税するか」による分類

個人や会社の利益を対象に課税するものを所得課税、物品の消費やサービスの提供などを対象に課税するものを消費課税、土地・建物などの資産を対象に課税するものを資産課税等といいます。

【主な税金の種類】（平成31年1月現在）

		所得課税	消費課税	資産課税等
国 税	直接税	所得税 法人税 復興特別所得税 地方法人税 地方法人特別税		相続税 贈与税
	間接税		消費税 酒税 揮発油税 地方揮発油税 石油石炭税 石油ガス税 関税 航空機燃料税 たばこ税 たばこ特別税 自動車重量税 電源開発促進税 とん税 特別とん税 国際観光旅客税	印紙税 登録免許税
地方税	直接税	都道府県民税 市町村民税 事業税	自動車税 自動車取得税 狩猟税 鉱区税 軽自動車税 鉱産税 共同施設税	不動産取得税 都市計画税 事業所税 固定資産税
	間接税		地方消費税 都道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 市町村たばこ税 入湯税	

- ・ 酒税……………ビール、清酒などを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる。
- ・ たばこ税……………たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる。
- ・ 揮発油税……………自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる。
- ・ 関税……………外国から輸入した貨物にかかる。
- ・ とん税……………外国貿易に従事する船舶が寄港したときにかかる。
- ・ 贈与税……………人から財産をもらったときにかかる。
- ・ 印紙税……………契約書、受取書などの課税文書を作成したときにかかる。

調べてみよう

平成31年1月から導入された国税について調べてみよう！

・ 税金の名前（ 国際観光旅客 ）税 … 間接税

・ どんな税金？

- 日本から出国する際にかかる。 ●1回につき1,000円を納める。
- 原則、船舶又は航空会社がチケット代金に上乗せして徴収する。
- 税収は、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 - ②日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 - ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等 に活用される。

3. 国の財政を見てみよう（生徒用P.5～6）

【学習のねらい】

国の歳入・歳出の内訳がどうなっているかを学び、税がどのように使われているかを理解させる。また、財政の役割について理解させるとともに、我が国の財政の課題を認識させる。

（学習活動）

国の一般会計当初予算及び歳入歳出の状況から読み取れることを発表させる。財政赤字及び公債発行額の状況を身近な家計に例えて理解させ、納税者として国の財政の在り方や財源の確保と配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせる。

■社会保障関係費 34兆593億円

「社会保障関係費」は、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、生活保護、社会福祉などに使われています。

我が国では、高齢化の進展などに伴って、社会保障給付費が大きく伸びています。一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しているため、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にあります。

この差額は、主に国や地方公共団体の税でまかなわれています。

■公共事業関係費 6億9,099億円

「公共事業関係費」は、住宅対策や市街地、道路、港湾、上下水道などの整備、河川の堤防整備やダム建設、農業の生産性の向上を目的とするかんがい排水事業などに使われるほか、地震や風水害などの災害が起こったときの復旧事業のためにも使われています。

■文教及び科学振興費 5兆6,025億円

「文教及び科学振興費」は、教育環境の整備や科学技術の発展のために使われています。その内訳は、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツの振興などのための「教育振興助成費」に2兆4,518億円が計上されています。

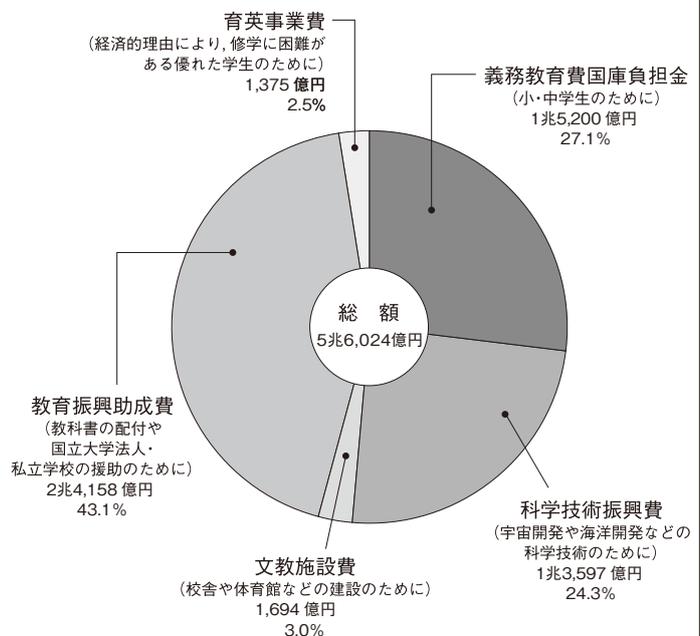
また、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」に1,694億円、経済的理由により修学に困難がある優れた学生などのための「育英事業費」に1,375億円、将来に渡る持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」に1兆3,597億円などが計上されています。

■地方交付税交付金等 15兆9,850億円

地方公共団体は、私たちの日常生活と密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生などの公共サービスを行うため、地方税を徴収しています。しかし、その地域の経済状況

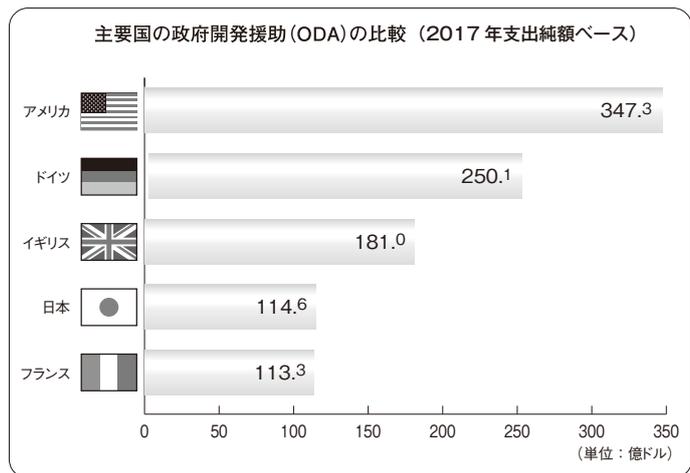
などによって、地方公共団体の財政力に違いがあるので、公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財政力を調整するために支出しているのが、「地方交付税交付金等」です。

文教及び科学振興費内訳（令和元年度当初予算）

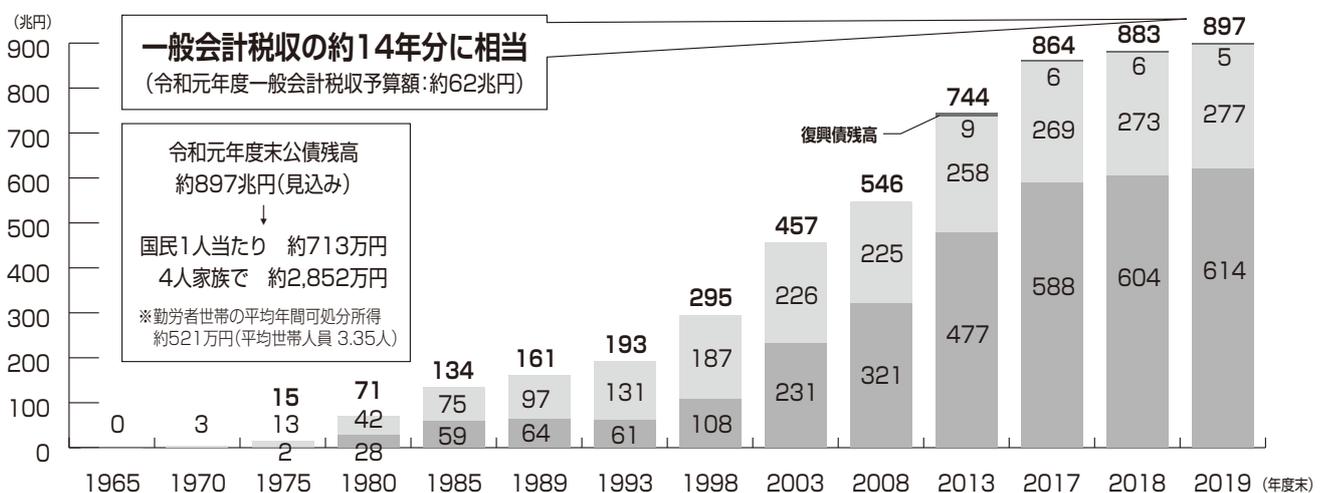


■経済協力費 5,021億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見越ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力を行い、自立を支援しています。



○公債残高の累増



年 度	S45	S50	S55	S60	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H29	H30	R元
公債残高 (対GDP比)	3.7	9.8	28.4	40.7	38.7	39.9	56.1	88.3	107.2	146.6	155.9	159.3	158.4

- 注) 1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成30年度末は実績見込み、令和元年度末は政府案に基づく見込み。
 2. 特別公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。
 3. 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成25年度末: 9.0兆円、平成29年度末: 5.5兆円、平成30年度末: 6.0兆円、令和元年度末: 5.4兆円)。
 4. 令和元年度末の翌年度借換のための前倒債限額を除いた見込額は844兆円程度。
 5. 四捨五入の関係上、合計額が一致しないことがある。

公債残高の問題

国の政策や事業には、国の経済状態や国民の生活のために、歳入が不足していてもタイミングよく行わなければならないものもあります。そこで歳入の不足を補うため、国は国債を発行して公債金(借金)収入を得ています。令和元年度当初予算では約33兆円の国債が発行され、令和元年度末の公債残高は約897兆円になると見込まれています。

これは、一般会計税収の約14年分に相当し、将来の世代に大きな負担を強いることとなります。

4. 和歌山県の財政はどうなっているのだろう？（生徒用P.7~8）

【学習のねらい】

私たちの県の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、地方では、主としてその地域に住む人々の豊かな暮らしと安全のために税がどのように使われているのかを理解させる。

（学習活動）

私たちの町の財政を調べ、財政の役割や租税の意義などについて考えさせる。

○令和元年度 県税収入予算額 県税935億円

内 訳	単位：億円	割 合	項 目 説 明
個人県民税	305	32.6	1月1日現在で、県内に住所や事業所などを持っている個人にかかる税
地方消費税	190	20.3	消費税と同時に、商品・製品の販売、サービスの提供などに対してかかる税
法人事業税	182	19.5	県内に事業所等を設けて事業を行う法人にかかる税
自動車税	115	12.3	県内に主たる定置場を有する自動車を所有している者にかかる税
軽油引取税	57	6.1	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに対してかかる税
法人県民税	33	3.6	県内に事務所や寮などを持っている法人にかかる税
不動産取得税	17	1.9	県内の不動産を取得した者に対してかかる税
県たばこ税	10	1.1	たばこ卸売業者等が県内の小売販売業者に売り渡したときにかかる税
個人事業税	10	1	県内に事務所等を設けて事業を行う個人にかかる税
自動車取得税	8	0.8	県内に主たる定置場を有する自動車を取得した者に対してかかる税
そ の 他	8	0.9	県民税利子割・ゴルフ場利用税・狩猟税・鉦区税

○和歌山県の県債残高

令和元年度（2019年度）末見込み 約1兆595億円

県民1人当たり：約113万円

○県債残高の推移

平成13年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
6,414億円	6,910億円	8,759億円	9,999億円	1兆595億円

○一般会計予算（当初予算）を和歌山県の人口で割った1人当たりの支出額の推移（概算）

（各年度は3月1日現在の推計人口を基準として計算した。）

（単位：円）

区分 年度	教育費	商工費	土木費	公債費	民生費	警察費	農林水産業費	衛生費	災害復旧費
平成29年度	114,248	96,965	78,592	81,743	76,390	28,574	26,676	13,908	8,269
平成30年度	115,219	87,226	80,010	75,616	76,382	30,105	29,327	13,170	8,987
令和元年度	118,137	83,357	78,276	77,352	81,323	31,109	26,308	14,092	10,732

豆 知 識

財政破綻状態のギリシャでは、警察官を有料で派遣する事業を始めることを決めた。

平成24年4月10日のギリシャからの報道によると、国家の歳入増を図るため、多額の現金の輸送警護などに警察官を有料で派遣する事業を始めることを決めたとのこと。

料金は警察官が1時間30ユーロ（約3,000円）、警察犬が同50ユーロ、パトカーが同40ユーロ、ヘリコプターが同1,500ユーロなどとなっている。

「紀の国森づくり税」の補足

○紀の国森づくり税

平成 29 年度に実施した事業の合計は 2 億 8,932 万円となり、これまで実施した事業の総額は 25 億 47 百万円となっています。

平成 29 年度 使 途		事業費 (円)
公 募 事 業		18,018,720
県が取り組んだ施策	森林環境保全林整備事業 (間伐や竹林の整備, 里山の整備, 流木対策)	279,045,316
	緑育推進事業 (次世代を担う子ども達に森林学習を実施) 実施学校…124校、参加者…5,001人	204,927,531
	市町村の森事業 (市町村民がふれあう森林公園等の整備等)	40,254,655
	その他	10,274,811
		23,588,319

平成 19 年 4 月 1 日からスタートした紀の国森づくり税は、平成 29 年 4 月 1 日から更に 5 年間延長されました。紀の国森づくり税のような県独自の税としては、琵琶湖森林づくり県民税(滋賀県)、京都府豊かな森を育てる府民税(京都府)、森林環境税(大阪府、奈良県)、県民緑税(兵庫県)などがあります。

和歌山県の参考データ

○教育関係

学校数, 児童・生徒数 (単位: 校, 人) (平成30年度学校基本調査結果より)

(平成30年5月1日現在)

区 分	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
学 校 数	240	128	1	47	12
児 童・生 徒 数	46,029	24,480	699	26,489	1,484

学校数は、本校・分校の合計で、休校を除く。高等学校は、全日制・定時制の合計(全定併置校は1校とする)である。

国と地方公共団体が負担した公立学校の児童・生徒 1 人当たりの教育費 (単位: 千円)

(和歌山県教育委員会「データから見る和歌山県の教育」に基づく)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小 学 校	1,067	1,101	1,006	1,118	1,147
中 学 校	1,171	1,147	1,208	1,221	1,224
高 等 学 校	1,027	1,093	1,059	1,192	1,013

○犯罪情勢と交通事故の発生件数 (単位: 件) (和歌山県警察調)

区 分		平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中
刑法犯罪件数	認知件数	8,704	7,539	6,360	5,921	4,848
	検挙件数	3,227	3,555	2,661	3,216	2,891
うち、重要犯罪	認知件数	83	71	63	78	40
	検挙件数	73	65	63	64	48
交通事故の発生件数		4,115	3,498	2,914	2,591	2,270

○火災の発生状況, 救急自動車の出動件数 (単位: 件) (和歌山県統計年鑑より)

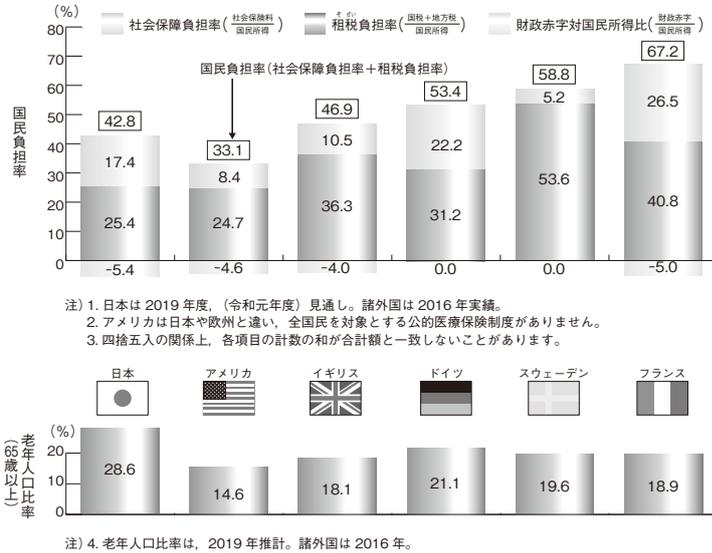
区 分		平成25年中	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中
火災の発生状況 (出火件数)		434	357	294	349	350
救急自動車の出動件数	(火 災)	79	77	66	66	64
	(交通事故)	5,496	5,397	5,077	5,077	4,881
	(急 病)	31,599	32,140	31,938	31,938	33,155
	(そ の 他)	13,026	13,211	13,238	13,178	14,162
	合 計	50,200	51,182	50,259	50,259	52,262

5. 税の国際比較 (生徒用P.9)

【学習のねらい】

諸外国の税金を知ることにより、税の在り方を考える目安とする。

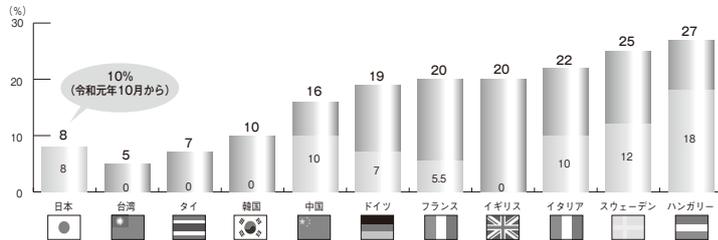
■国民負担率と老年人口比率



国民負担率とは、租税負担と社会保障負担(社会保険料など)の合計が、国民所得に占める割合のことです。社会保障の進んだ国では、社会保障に必要な老年人口の割合に比較して、国民負担率(社会保険負担率や租税負担率)が高くなっています。**(高福祉・高負担)**日本の国民負担率は、主要先進国に比べると低い水準にあり、現在の世代が相応の負担を行わず、財政赤字という形でその負担を将来の世代に先送りしていることが理由として考えられます。

■消費税(付加価値税)の課税標準税率

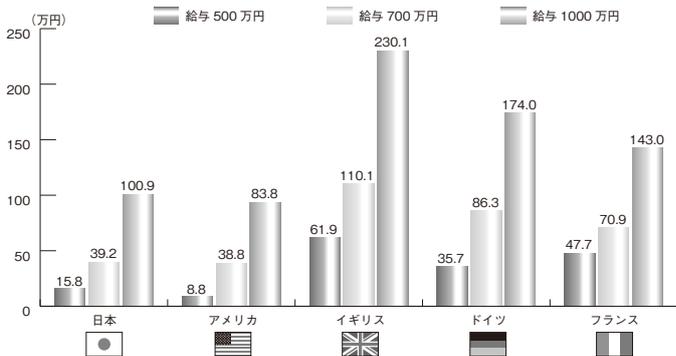
(2019年1月現在)



注) 1. アメリカは州、郡、市により、小売売上税が課されています。
 2. 上記中、**■**が食品に係る適用税率ですが、軽減税率が運用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取り扱いとなる場合があります。
 3. EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られています。

我が国の消費税率は、主要国の中では、最低の水準にあります。一方、諸外国では、消費税(付加価値税)は基幹税として主要な位置を占めており、EU加盟国では、標準税率を15%以上とすることが義務づけられています。

■所得税・住民税負担



注) 1. 夫婦と子ども2人の給与所得者の場合。
 2. 日本については2019年分以降、諸外国については2019年1月現在。
 3. 邦貨換算レート:1ドル=113円,1ポンド=146円,1ユーロ=129円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

所得税と住民税を合わせた金額は、収入が多くなるほど高い割合になっています。この所得が多い人ほど税率が高くなる仕組みを累進課税といい、国民にはそれぞれの所得に応じた税金を納めてもらうという考えに基づいています。

6. これからの社会と税を考えてみよう (生徒用P.10)

【学習のねらい】

日本が抱える問題の一つである「少子高齢化」の状況を説明し、今後の社会経済に与える影響や持続可能な社会の実現について考えさせる。

(学習活動)

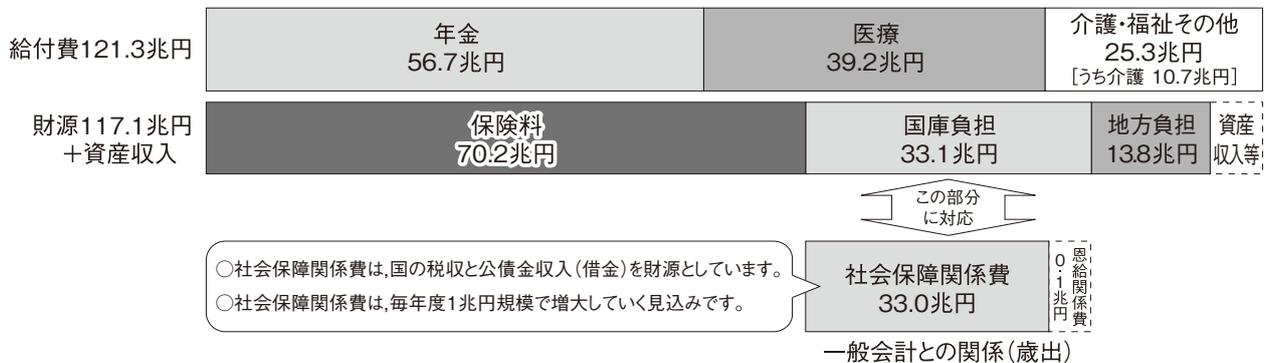
増加する社会保障のための費用（年金・医療費等）を誰がどのような形で負担するのがよいか、前ページの諸外国の制度も参考に考えさせる。

また、国民の負担（税のあり方）と受益（公的サービス）のバランスと改善策について、考えさせる。

■社会保障給付と財源の現状

社会保障給付費は、平成30年度において121兆円程度と見込まれており、この給付を保険料（約60%）と公費（国・地方）（約40%）などの組合せにより賄っています。

社会保障給付費(平成30(2018)年度予算ベース)



■これからの社会と税にとって重要な課題

少子高齢化の原因は、平均寿命が伸びたことと、平均出生率が減少したことです。

少子高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことです。

老後の安定した生活や健康で文化的な社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金となります。政府からどれだけ公共サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要があります。

【まとめ】

私たちは、様々な公共施設・公共設備・公共サービスの恩恵を受けて暮らしています。税金は、それらにかかる費用を賄うもの、「公的サービス」の対価です。

税金はすべての国民が安心して暮らせる社会を支えるために、皆で広く公平に分かち合う「社会共通の費用を賄うための会費」ということができます。

しかしながら、現在、租税収入だけではこれらの費用を確保できないことから、多くの国債を発行しており、公債残高も増加の一途を辿っていることに加え、少子高齢化問題など、将来世代に大きな負担を強いることが危惧されています。そのため、国民の負担と受益のバランスと改善策について考えさせてみましょう。

また、租税の意義と役割や国民の納税についても理解させ、主権者として主体的に税について考えさせてみましょう。

I 税の種類について

表の①～⑩にあてはまる語句を語群から選びましょう。

	(①) 税 (税を納める人と負担する人が同じ)	(②) 税 (税を納める人と負担する人が違う)
(③) 税 (国に納める)	(⑤) 税……個人の所得に対して (⑥) 税……会社の利益に対して (⑦) 税……多くの遺産を得たとき	(⑨) 税……買い物をしたとき (⑩) 税……たばこを買うと
(④) 税 (各地方に納める)	(⑧) 税……土地や家を所有していると	地方(⑨) 税……買い物をしたとき 都道府県(⑩) 税, 市町村(⑩) 税

【語群】 直接 間接 国 地方 所得 消費 法人 たばこ 相続 固定資産 贈与

①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

II 日本国憲法について

次の説明の空欄を適切な語句で埋めましょう。

<p>1 日本国憲法は, ①, 基本的人権の尊重, ②, の3つの基本原則から成り立っている。</p> <p>2 日本国憲法で定められている国民の義務は, 子どもに普通 ③ を受けさせる義務, 勤労の義務, ④ の義務の3つである。</p>
--

①	②	③	④
---	---	---	---

III その他

次の①②③を何というか調べてみましょう。

① 所得の多い人には高い税負担を求め, 少ない人には税負担を軽くする制度	① 制度
② 税金などの収入をもとに国や地方公共団体が行う経済活動	②
③ 国の歳入が足りないとき, 不足分を補うため発行する債券(証券)	③

税金クイズ

問1 税金には、いろいろな種類があります。日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？
【①約25種類、②約50種類、③約1,500種類】

答&説明 答は②約50種類です。

平成30年1月1日現在、国に納める国税が24種類、市町村や府県に納める地方税が約25種類以上あります。ところで、どうして「約」と言ったりするのかといいますと、都道府県ごとに定められている税金があり、地域によって若干違いがあるためです。

これ以外にも各地方自治体の条例により定められた税金があります。

また、③番の約1,500種類は、現在のことではなく、江戸時代のことです。

問2 税金がかかるものはどれでしょうか？
【①ノーベル賞の賞金、②宝くじの当せん金、③クイズの懸賞金】

答&説明 答は③クイズの懸賞金（一時所得）です。

①のノーベル賞の賞金は、所得税法第9条の規定により「非課税所得」として、課税の対象から除外されています。

②の宝くじの当せん金は、当せん金付証票法という法律によって税金はかかりません。

問3 税は、いつの時代からあったでしょうか？
【①弥生時代、②飛鳥時代、③鎌倉時代】

答&説明 答は①弥生時代です。

三世紀に書かれた『魏志』倭人伝の邪馬台国に関する記述の中に「収租賦有邸閣（租（税）を収める倉庫が有る。）」とあります。それが、日本の税に関する最初の記録です。

②の飛鳥時代には、租（収穫した穀物の3%）・庸（労役または布の物納（男子のみ））・調（絹、地方特産物を運搬納税）・雑徭（ぞうよう）（土木工事等、年60日間の労役）がありました。

③の鎌倉時代には、田租（年貢）を中心とし、それ以外に、同業者の集まりの座が生産販売を独占し、その見返りとして座役（製品や貨幣）を領主に納めていました。

人が集まり、集落ができ、国が始まったときから「税」が存在したということです。このことから国があるところに税があり、両者は切っても切れない関係であることがわかります。

問4 昔、イギリスでトランプに税金がかけられていたとき、税金を納めた証明をトランプにしていました。いったいどのマークでしょうか？
【①ジョーカー、②スペードのエース、③ハートのキング】

答&説明 答は②スペードのエースです。

1711年にイギリスでトランプが流行したとき、トランプに税金がかけられました。その後、「このトランプは確かに税金を納めています」という納税証明として、スペードのエースだけ政府が印刷し、それを業者が買って1組そろえるようになりました。中には脱税しようと偽ものが出回るようになったため、簡単には偽造できないような複雑なデザインになっていきました。

問5 税務署が徴収した税金の使い道はどこで決められるでしょうか？
【①税務署、②内閣、③国会】

答&説明 答は③国会です。

税務署が徴収した税金は国の収入（歳入）になります。国の税金の使い道（歳出）は、内閣から提出された予算案を国会で審議し、決定されます。

なお、国会は、国民が選挙で選んだ国会議員によって構成されており、これを間接民主主義と言います。

問6 世界で実際にあった税はどれでしょうか？
【①めだか税、②かえる税、③へび税】

答&説明 答は②かえる税です。

中世のフランス、堀の蛙がケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げるため、領民に交代で水面を叩いて蛙の鳴くのを止めさせたとされています。

【P13プリント解答】

- I ①直接 ②間接 ③国 ④地方 ⑤所得 ⑥法人 ⑦相続 ⑧固定資産 ⑨消費 ⑩たばこ
II ①国民主権 ②平和主義（①、②順不同） ③教育 ④納税
III ①累進課税 ②財政 ③国債

授業の参考にするには！

主な関係各省庁ホームページ

国 税 庁 (<http://www.nta.go.jp/>)
財 務 省 (<http://www.mof.go.jp/>)
和歌山県 (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)

※その他各市町村のホームページもご覧ください。

税に関する情報は 国税庁ホームページで

【掲載画像は令和元年5月現在のものです】



国税庁ホームページトップ

- ▶分野別メニュー
- ▶税について調べる
- ▶「税の学習コーナー」をクリック！

生徒の皆さんへ

税についてもっと詳しく学びたい生徒には、こちらの資料もご活用ください。

先生方へ

「税の意義・役割」についての教材・講師用マニュアル等を提供しています。



編集・発行 和歌山県租税教育推進連絡協議会

〒640-8143 和歌山市二番丁3
(和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署内)
電話 073-424-2131 (代表)